

福井市排水設備指定工事店用

指定工事店の の手引き

指定工事店になると.....



排水設備工事の手続き

1. 手続きの流れ
2. 排水設備台帳の作成手順
3. 下水道の使用開始・廃止



後付工事の手続き.....



汚水ます移設等立会願書.....



排水設備工事貸付金.....



違反行為に対する処分.....



登録内容の変更.....



各種様式.....



《発行元》

福井市大手3丁目13番1号（企業局庁舎）

福井市企業局 上下水道経営部 上下水道サービス課

TEL：（0776）20-5632

FAX：（0776）20-5637

I. 指定工事店になると、...

1. 排水設備工事を行うことができる。

福井市の公共下水が整備された区域では、排水設備工事は福井市長が指定した者(排水設備指定工事店)でなければ行うことができません。【福井市公共下水道条例第6条】

2. 過去の排水設備等工事台帳の閲覧ができる。

民地内の排水設備に関する図面を、当室で閲覧することができます。

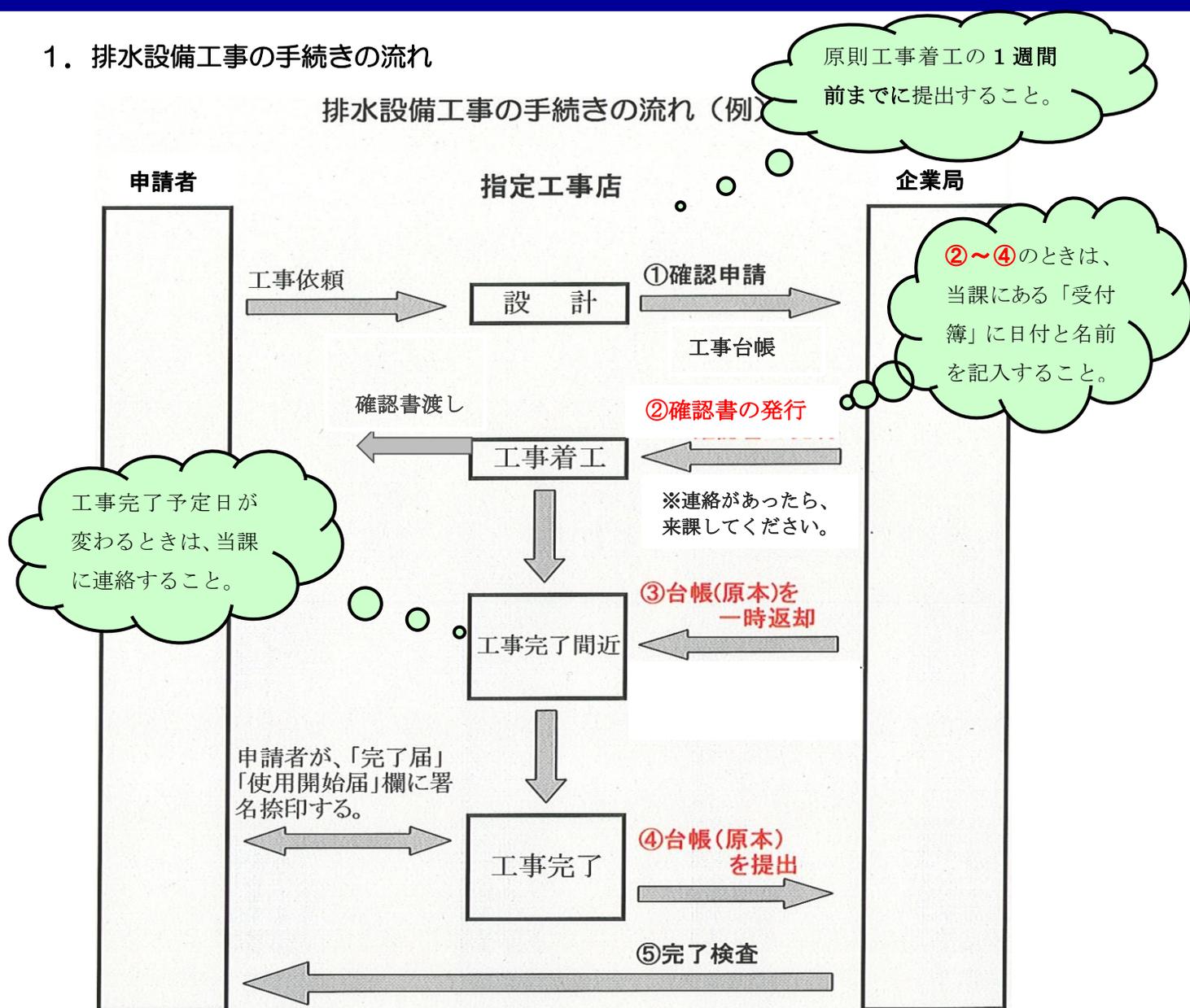
3. 住民に周知される。

住民に配布する資料に「指定工事店」として会社名、所在地及び連絡先が記載されます。また、市のホームページにも掲載されます。

II. 排水設備工事の手続き

1. 排水設備工事の手続きの流れ

排水設備工事の手続きの流れ(例)



排水設備の一部を工事する
時(改築等)も、申請すること。

① 確認申請

排水設備工事を行う場合は、その工事内容について、事前に確認を受けなければなりません。
【福井市公共下水道条例第4条】 によって、工事が決まり次第、「排水設備等工事台帳(以下、台帳という。)」に、
工事図面など、必要書類を添付の上、当課に提出してください。

《必要書類の例》

● 除害施設設置届

基準(【福井市公共下水道条例第9条】)に適合しない下水が、継続して排出されることが見込まれる施設
の場合(例：飲食店、歯医者、ガソリンスタンド等)

● 特定施設使用届

排水の水質の規制が必要な施設として、特別に指定された施設の場合(例：クリーニング業、
ガソリンスタンド等の下水道法第11条の2に規定する施設)

● ディスポーザ排水処理システム関係書類

ディスポーザを設置する場合(事前に当課と協議すること)

● 事前着工願、誓約書、承諾書

止むを得ない事情により、工事を急ぐ必要がある場合や基準にそった施工ができない場合等
(事前に当課と協議すること)

● 井戸等の給排水図

施設の水源として、市の水道以外(井戸水や山水)を使用している場合

● 排水設備工事資金貸付金関係書類

工事依頼主が、貸付金制度を利用する場合(詳しくは、V. 貸付金制度参照)

● 下水道使用開始届等

水洗式仮設トイレを使用する場合等(詳しくは、3. 下水道の使用開始・廃止の手続き参照)

「排水ヘッダーシステム」
「ディスポーザ」を使用する
場合は、事前に当課と
協議すること。

② 台帳(写し)と確認書の発行

審査が終り次第、各指定工事店に連絡します。「確認書」及び「台帳の写し」をお渡ししますので、
当課まで取りにきてください。《受付簿に記入》 また、この「確認書」は、依頼主に渡してください。

③ 台帳(原本)を一時返却

工事完了間近になったら、当課に台帳の原本を取りにきてください。《受付簿に記入》
台帳は、申請された「完成年月日」によって仕分けされていますので、②でお渡しした台帳(写し)で
「受付番号」を確認の上、来課してください。

④ (工事完了後)台帳(原本)を提出

「排水設備等工事完了届欄」と「下水道使用開始届欄」に、申請者の署名捺印を受け、台帳(原本)
を当課に提出してください。《受付簿に記入》

なお、この届出は、工事が完了した日から5日以内に提出してください。【福井市公共下水道条例第5条】

⑤ 完了検査

当課の検査員が、排水設備の検査を行います。この時、工事を監督した責任技術者に立会って
いただく場合がありますので、連絡を受けた責任技術者は、対応をお願いします。

また、検査不合格の場合は、指摘された内容について、速やかに対応してください。

改善後は、再度検査を行いますので、必ず当課にご連絡ください。

2. 排水設備等工事台帳の作成手順

「①確認申請」及び「④（工事完了後）台帳（原本）を提出」の際は、以下の手順で提出してください。

※ 灰色の欄は当課で記入しますので、記入しないでください。

(1) 「①確認申請」

- ・灰色以外の部分を記入する(ただし、点線内は除く)。
- ・メーター番号が確定していないときは、(2)で記入する。
- ・工事図面や、その他必要書類を添付する。

《必要書類の例》

- 除害施設設置届 ● 特定施設使用届 ● ディスポーザ排水処理システム関係書類
- 事前着工願、誓約書、承諾書 ● 井戸等の給排水図
- 排水設備工事資金貸付金関係書類 ● 下水道一時使用開始届等

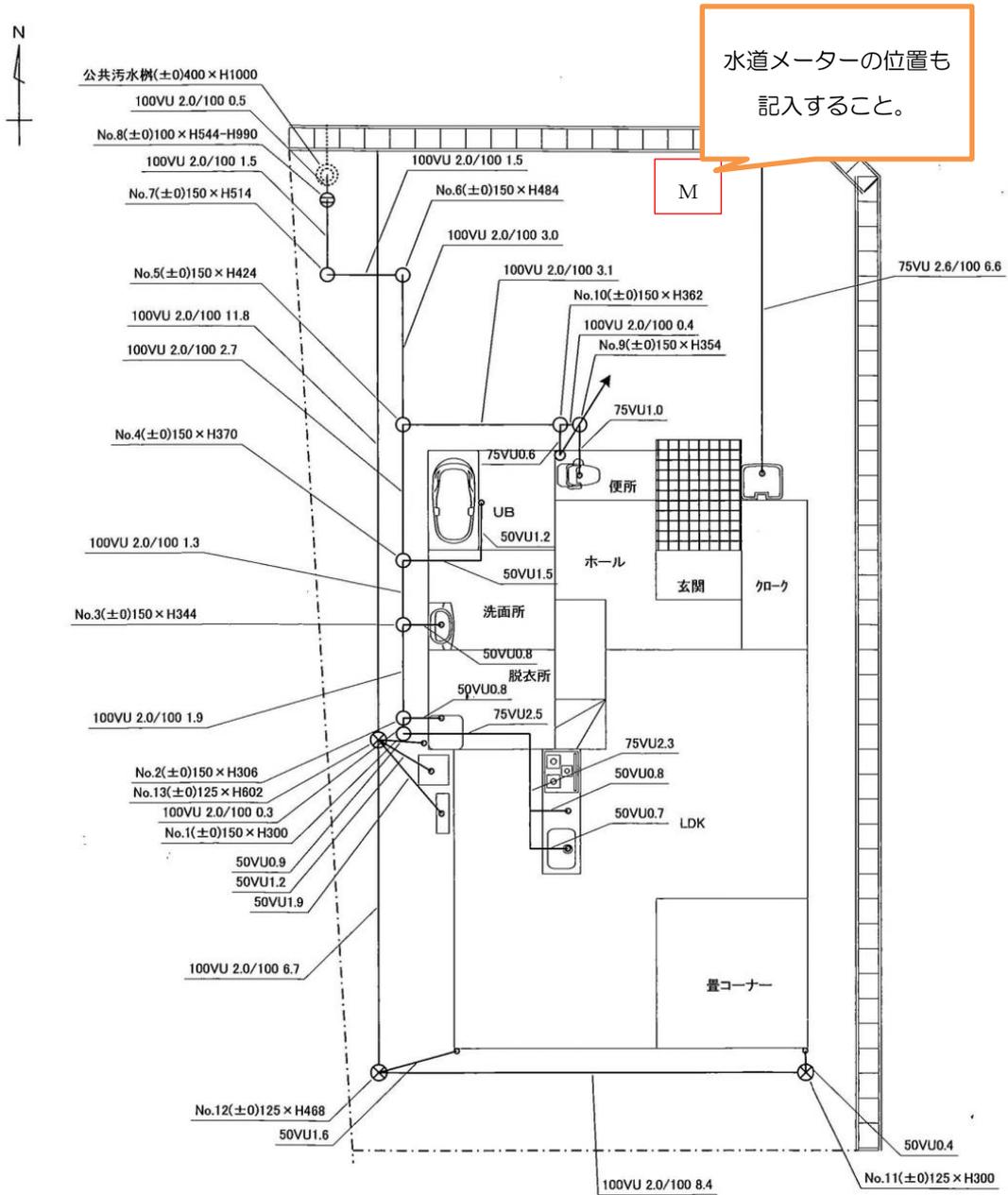
(2) 「④（工事完了後）台帳（原本）を提出」のとき

- ・点線で囲われた部分を記入する。
- ・「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」欄に、工事完了日を記入し、申請者の署名捺印を受ける。
- ・(1)でメーター番号を記入していないときは、メーター番号を記入する。

排水設備等工事台帳				処理区	家屋番号
				供用開始	施設番号
受付番号	賦課確認			確認	
	賦課	検査員	許可印	完了	
【排水設備等計画確認申請書】				【排水設備等計画確認書】平成 年 月 日	
企業管理者様 平成 年 月 日				平成 年 月 日付で申請のあった排水設備等の計画について確認しました。	
排水設備等の計画(変更)の確認を申請します。				企業管理者 ㊟	
設置場所	住所			【排水設備等工事完了届】平成 年 月 日	
申請者	(ふりがな) 氏名 (1) ①確認申請 ㊟			排水設備の工事が完了したので届け出ます。	
使用者	(ふりがな) 氏名 ㊟			(2) ④工事完了後	
建物の用途	住宅・店舗()・その他()			【下水道使用開始届】平成 年 月 日	
着工予定日	平成 年 月 日			排水設備の工事が完了したので届け出ます。	
完了予定日	平成 年 月 日			申請者氏名 ㊟	
排水設備工事内容	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 汲取便所改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他			使用水	<input type="checkbox"/> 市水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 口径Φ mm 番号
排除方式	<input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流			竣工届	平成
排水人口	人 排水面積 m ²			検査	平成
貸付金	千円	平成 年 月 日貸付		賦課期	平成 年
排水設備指定工事店	㊟			附近見取図	
指定番号	TEL() -			地図貼付	
責任技術者	登録番号	㊟			
適要	管工設計				
工事が完了したときは、完了した日から5日以内に市長に届け出ること			清算		

井戸水使用し、下水に排除する場合は必ず記入すること。

○図面記載例○



図面に記載する内容

- ・施設平面図(間取り、部屋種類)
- ・方角
- ・汚水、雨水管の口径、管種(VU, VP等)、長さ(屋内、屋外共通)
- ・汚水、雨水管の勾配
- ・汚水、雨水ますの径、土被り、敷地内に段差や傾斜がある場合は、汚水ますの天端高を仮基準(天端高を±0)としたGL
- ・ドロップますの場合は流入口、流出口の土被りをそれぞれ記載
- ・既設の排水設備がある場合は、既設箇所を破線(---)、新設箇所を実線(——)で記載
- ・除害施設
- ・水道メーターの位置

3. 下水道の使用開始・廃止の手続き

以下のような場合にも、当課に届出が必要です。

届出が必要なケース	届出名称
・水洗式仮設トイレを使用する。	・下水道一時使用開始届
・合流区域で、融雪のために井戸水を使用する。	・下水道使用開始届
・畑や更地にするために、排水設備を撤去する。	・下水道使用廃止届
・建て替えのために一時的に下水道を使用しない。	・下水道一時使用廃止届

Ⅲ. 後付（補備）工事の手続き

新たに汚水ますを設置し、既存の下水道本管に接続するための手続き

1. 申請

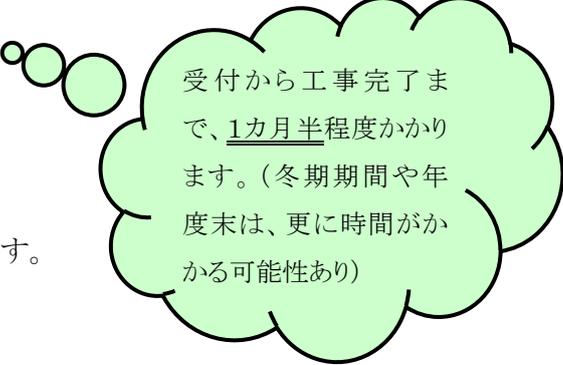
《必要となる書類》

- ① 汚水ます取付管特別設置願
- ② 竣工図の写し(平面図及び縦断図、A3)
- ③ 受益者申告書(処理区域によって3タイプ有)
- ④ 周辺地図(A4)

下記の場合は、①～④に加えて、必要な書類があります。

●水道と同時施工の場合

- ・同時施工願
- ・道路占有及掘削申請図(水道工事用と同じ)
- ・自治会長の同意書(車両通行止め用、A4)



受付から工事完了まで、1カ月半程度かかります。(冬期期間や年度末は、更に時間がかかる可能性あり)

2. 費用負担

当課から申請者に対し、納付書を送付します。

納付書の種類には、「汚水ます代」「取付管工事費」「受益者負担金(分担金)」があります。「取付管工事費」及び「受益者負担金(分担金)」については、申請者負担とならない場合がありますので、事前に当課の担当者にお問い合わせください。

3. 施工

上記費用の納付を確認した後に、上下水道事業部下水道課(維持係)が、業者の選定を行い、「汚水ます及び取付管設置工事」を発注します。

《“キャップ止め”から汚水ますを設置する場合》

現地に汚水ますがなくとも、取付管のみ整備されている場合があります。(竣工図には、取付管のみ表示され、“キャップ止め”と記載されています。)

この場合は、上記①～②を当課に提出したうえで、指定工事店で、汚水ますの設置を行ってください。このとき、様式①の右上余白に赤字で“キャップ止め”と記載してください。

また、工事の際には、当課の検査員が立会います。

V. 排水設備工事資金貸付金制度

福井市では、申請者に対し、排水設備工事にかかる資金を無利子で貸し付ける制度があります。工事の依頼主や住民に対する貸付制度についての周知に、ご協力いただきますようお願いいたします。

● 貸付制度の概要

貸付額	最高 100 万円まで (排水設備工事費用の範囲内)	合併処理浄化槽区域では浄化槽の設置に伴う配管工事も貸付対象。
金利	無利子	
貸付対象	排水設備工事にかかる費用 (新築を除く)	工事着工後は、申込みできないので注意!
償還方法	貸付した翌月から月 2 万円の均等返済	
申込み時期	排水設備工事の申請時	
貸付時期	排水設備工事が完了し、市の検査に合格した後	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市内に住所を有すること。 ・ 市税、受益者負担金などに滞納がないこと。 ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の償還能力を有すること。 ・ 確実な連帯保証人があること。 ・ 建物の用途が住宅又はこれに準ずるものであること。 	
連帯保証人の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有すること。 ※県内に居住している方しかいない場合は、当課にご相談ください。 ・ 市税、受益者負担金などに滞納がないこと。 ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の償還能力を有すること。 	

VI. 違反行為に対する指導、処分について

1. 違反行為及び違反点数

平成26年11月1日から、「福井市排水設備指定工事店の処分等に関する規程」が改正され、違反行為や、それに対する指導及び処分の内容がより具体的に定められました。

違反行為にはそれぞれ「点数」が定められていて、点数の累積に応じて、指導、処分が行われます。

なお、この点数は、付された日から2年間消滅しません。

2. 指導・処分内容

指導及び処分の内容	累積点数
注意書の発行	1 点から 2 点まで
警告書の発行	3 点又は 5 点
3 月の指定の停止	6 点又は 7 点
6 月の指定の停止	8 点又は 9 点
指定の取消し	10 点以上

具体的な違反内容は、インターネット上に掲載されている上記規程に、掲載されています。(福井市例規集で検索)

福井市 | 例規集

例えば、無届工事(計画の確認を受けていない排水設備工事の施工)を 1 件行くと、5点が累積されます。2件で 10 点の累積となり、取消し処分になります。

Ⅶ. 登録内容の変更

1. 申請内容を変更する場合

次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に、「排水設備指定工事店申請事項変更届」と、様式に記載された添付書類を当室に提出してください。【福井市排水設備指定工事店に関する規則第9条】

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき。
- (6) 専属の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
- (7) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

2. 指定工事店を辞退する場合

指定工事店として、営業を廃止又は休止する場合は、直ちに、「排水設備指定工事店辞退届」と指定工事店証を当課に返却してください。【福井市排水設備指定工事店に関する規則第9条】

また、福井市公共下水道条例第4条の「指定工事店の資格要件」を満たさなくなった場合も同様に手続きを行ってください。

Ⅷ. 各種様式

当室にご提出いただく各種様式は、下水道部ホームページからダウンロードできます。

福井市ホームページの上部右上にあるサイト内検索欄に**各種様式**と入力し、検索ボタンをクリック。

複数の様式集がありますが、その中の**上下水道・浄化槽申請様式集**から、必要な用紙をダウンロードしてください。

